



# 学校だより

筑波大学附属大塚特別支援学校  
2015年7月10日発行

## 今年度の学校研究について 研究部長 若井広太郎

嬉しいお知らせがあります。昨年度2月に刊行しました、書籍『特別支援教育のとおき授業レシピ（学研教育出版）』が好評につき、増版となりました。また刊行してからこれまでに、特別支援学校や特別支援学級を中心とした公立学校の先生方から、「授業の参考にしたい」などのお声もいただいています。本校の学校研究の成果が様々な教育実践の場に広がっていると感じ、とても嬉しく、またありがたく感じています。

さて、平成11年に「個別の指導計画」の作成が義務付けられる以前より、本校は幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズの視点、また学部、学級、グループといった学習集団の教育的ニーズの視点の2つの視点を重視した授業研究を行ってきました。特に書籍の中でも示されている「学習内容表」は、子ども達が「いつ（時期）」「なに（学習内容）を」学ぶかを私たち教員が考え、授業の計画を行う際の重要な根拠の一つとなっています。また個のニーズについては、保護者の方々とも協議をしながら「個別教育計画」として作成し、学校での授業、家庭や地域における活動に活かせるように取り組んでいます。本校ではこのような教育実践の過程を「カリキュラム運用プロセス」と定義しています。

今年度の学校研究では、この「カリキュラム運用プロセスの実践的検証」を研究テーマに掲げ、こうした取り組みが子ども達の学びや育ちにどのように寄与できるかを、様々な面から検討をしています。特に今年度は個別教育計画の作成と実施の過程に焦点を当てて研究を進める予定です。詳しくは本校ホームページの研究部のページに示してありますので、ご参照ください。

今年度も年間4回（6月、7月、10月、12月）の授業研究会が行われ、また来年2月には第51回知的障害児教育研究協議会が開催される予定となっております。引き続きまして学校研究へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 「災害伝言ダイヤル」アンケート ありがとうございました！

利用されなかった方も含め、49名の方からご回答いただきました。紹介します。

- ・災害発生時落ち着いて対処するためにも、日頃から利用を把握しておく必要があると思う。
- ・内容がはっきり聞き取れ、災害時に安心できると思った。操作が簡単だった。
- ・いざというときに学校の番号を思い出せるよう、メモをしておこうと思いました。
- ・実際使用するとき、慌てないよう練習する機会があるのは良いと思います。家族間でも伝言ダイヤルの決めごとをしておいた方がよさそうですね

9月、1月にも実施を検討中

### 7月の行事

- 1日(水)開校記念日
- 2日(木)学校説明会(中高)
- 3日(金)授業研究会
- 7日(火)学校説明会(幼小)
- 8日(水)教育実習オリエンテーション
- 14日(火)PTA 主催コンサート
- 15日(水)短縮日課
- 17日(金)終業式

## 今年度の取組

～文部科学省よりの受託事業について



### インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (交流及び共同学習)

今年度も幼稚部、小学部が取り組んでいます。幼稚部は後楽幼稚園、お茶大附属幼稚園と遊び交流。小学部は附属小学校、駒場高校と行事や学習交流。

共生社会に向けて、多様な学びの場について考え実践し提案します。

### インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (学校における交流及び共同学習を通じた 障害者理解(心のバリアフリー)の推進)

この事業は今年度新たに設けられました。オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機としてさらに心のバリアフリー推進をめざす取組です。高等部で取り組んできたオリンピック・パラリンピック教育を坂戸高校と交流しながら、さらに発展的に実施します。



### 「特別支援教育に関する実践研究充実事業 (特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究)」

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践研究に取り組みます。本校では学校研究として取り組んできた教育課程の研究をさらに深めていきます。



## Q&Aコーナー

### Q: 障害者差別解消法とは何ですか？

A: 正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障害者権利条約批准に向けての国内法整備の一環で平成 25 年 6 月 26 日に公布されました。この法律で主に決められているのは、①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成することです。平成 28 年 4 月 1 日施行に向けて現在、文部科学省で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」が開かれています。本校柘植校長も委員として出席して具体的内容について検討をしています。

詳しく HP <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



増刷中！

